

# ソロモン

## 主要データ

国名(英名)	ソロモン諸島(Solomon Islands)
面積(km <sup>2</sup> )	28,450
海岸線延長(km)	5,313
人口(百万人)	0.6 (2008年推定)
人口密度(人/km <sup>2</sup> )	20.4
GDP(百万US\$)	948
一人当りGDP(US\$)	1,900
一人当り銅使用量(kg/人)	N/A
主要鉱産物: 鉱石(千t)	N/A
主要鉱産物: 地金(千t)	N/A
鉱業管轄官庁	Department of Mines and Energy (Ministry of Natural Resources)
鉱業関連政府機関	商工業雇用局 (Department of Commerce, Industries and Employment) 森林環境保護局 (Department of Forestry, Environment and Conservation) 国土及び測量局 (Department of Lands and Surveys)
鉱業法	Mines and Minerals Act 1990 Mines and Minerals Regulation
ロイヤルティ	有(Mines and Minerals Act 1990)
外資法	会社法 (Companies Act) 外資投資法 2005年 (Foreign Investment Act 2005)
環境規制法 (環境影響調査制度、環境・排出基準の有無等)	Environmental Health Act 1998
鉱業公社	N/A
鉱業活動中の民間企業	Australian Solomons Gold Solomon Gold plc.
近年の鉱業関連問題 (資源ナショナリズム、労働争議、環境問題等)	N/A
2007年のトピックス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民族的な紛争により中断していた Gold Ridge 金鉱山再開の動きがある。</li> <li>・総選挙後の暴動による政情不安が鉱山開発・探鉱投資に与える影響を注視する必要がある。</li> <li>・中国は、南太平洋島嶼諸国への経済援助を表明する等、中国資本の鉱山開発・探鉱投資の動向には注目すべきである。</li> <li>・チョイスル島東部及びサンタ・イザベル島東部の海外探鉱融資事業によるニッケルの探鉱が順調に進んでいる。</li> </ul>

## 1. 鉱業一般概況

### (1) 一般概況

ソロモン諸島国は、パプアニューギニアの東に位置し、南太平洋の10以上の島々からなる国である。ソロモン諸島の人口は、581,318人(2008年7月推定)で、主としてメラネシアン(95%)と少数のポリネシアン(3%)、ミクロネシアン(1.2%)から構成され、中国人と欧州人のコミュニティ(1.1%)がある。人口の中心はガタルカナル島とマライタ島で、歴史的にガタルカナル島にプランテーションがあったことからマ

ライタ島から移住している。

ソロモン諸島国の面積は28.5km<sup>2</sup>で大部分は山岳地帯で森林に覆われている。首都はガタルカナル島のホニアラである。

出典: \* CIA -The World Factbook- Solomon Islands  
\*Department of Foreign Affairs and Trade-  
Country Information on Solomon Islands

### 1) 政治

ソロモン諸島は1978年に英国から独立を成し遂げた。議会制民主主義で法体系は英国法をベースにしているが、その多くは守られていない。例えば慣習的な土地所有者がLand Lawに関して

特別な権利を持っている。国としての統治が弱く、度々民族的紛争と犯罪に悩まされている。

民族的な緊張は1998年ガダルカナルで、ガダルカナル島の伝統的住民がマライタ島からの移住者の影響力拡大と土地支配に怒って、民族中心主義的な武力組織、Isatabu Freedom Movement (IMF) を結成し、マライタ島からの移民を排除し始めたことによる。これに対し20,000人のマライタンが首都ホニアラに流入し、1999年にMalaita Eagle Force (MEF) を結成し、ガダルカナル住民に対抗した。この紛争で時の首相ウルファールが2000年6月に退陣に追い込まれた。オーストラリアは、2000年10月に平和交渉の手助けをしたが、無法状態が続いた。後継の政権は、2003年7月にオーストラリアの主導によるソロモン諸島地域支援ミッション(RAMSI)を含む外国の援助が実在するにもかかわらず法律と秩序を回復できないでいる。

2006年4月選挙が行われ、スナイダン・リニ(Snyder Rini)氏が首相に就任したが、リニ首相は中国系住民と癒着しているとの疑いにより、暴動が起き、ホニアラの中華街が焼き討ちにあ

った。結局リニ首相は退任し、5月4日にマナセ・ソガワレ(Manasseh Sogavare)が首相となったが、RAMSIとの対立から信任を失い、2007年12月20日、野党党首のデレク・シクア(Derek Sikua)が首相になった。

出典：\*CIA -The World Factbook- Solomon Islands  
\*Department of Foreign Affairs and Trade-  
Country Information on Solomon Islands

## 2) 経済

ソロモン諸島は、主として農業で生計を立てている社会で労働力の75%を占める。主な輸出品は、木材、魚、ココアとコブラである。多くの工業製品と石油製品は輸入している。ソロモン諸島には未開発の鉛、亜鉛、ニッケル、金の鉱床がある。1998年の紛争以降、GDPは5年間で約24%減少した。主要な産業は閉鎖するか操業縮小し、輸出も凋落した。しかし、2003年以降は、RAMSIの経済再建の手助け等により、GDPの平均成長率が2006年に6.1%増、2007年には5.4%増となっている。

表1. ソロモン諸島の概況

指標/年度	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
GDP (百万US\$) *1	228	231	265	294	327	358
GDP 鉱業	-7.8	-3.2	-3.3	-3.3	-3.3	N/A
GDP 成長率 (%) *1	-1.6	6.4	8	5	6.1	5.4
消費者物価指数 (%) *1	9.3	10	6.9	7.3	8.1	6.3
輸出額 (千SI\$) *3	390,008	557,013	724,127	771,636	917,308	1,285,651
鉱物資源の輸出額(千SI\$) *3	192	581	2,857	1,335	6,235	6,696
為替レート (SI\$/US\$) *2	6.75	7.51	7.48	7.53	7.34	6.64

出典：\*1 DFAT (Sep 2007)

\*2 CIA The World Factbook

\*3 Solomon Island Central Bank December Quarter 2007 Report

## (2) 非鉄金属一般概況

ソロモン諸島内の鉱山は、Gold Ridge 金鉱山のみであった。同鉱山はF/Sが1996年に完成し、1997年6月に開発が始まり、1998年8月に最初の金が産出されたが、2000年6月に、部族間紛争により操業を停止して現在に至っている。

2005年5月、ソロモン諸島政府は、Australian Solomons Gold社によるGold Ridge 鉱山の権益取得を許可した。再開発のためのF/Sが2006

年1月に始まり、2007年4月に完成している。

## 2. 鉱業政策の主な動き

### (1) 鉱業法

鉱業法(Mines and Minerals Act 1990)が、ソロモン諸島における鉱山開発の基本的な法規であり、これを補完するものとして、鉱山鉱物法規(Mines and Mineral Regulations)がある。所管官庁は天然資源省鉱山エネルギー局

(Department of Mines and Energy)である。鉱業法は次のような鉱物探査活動に関して義務を課し、権利を認める。

探鉱ライセンス(PL)は、範囲が600km<sup>2</sup>、期間が3年を超えない範囲で認められる。ライセンス保有者は、その土地で、ボーリング、道路建設、ヘリポート建設、機械据付を含む独占的な探査を行う権利が与えられる。

探鉱ライセンスは、2年を超えない期間で、当初の探鉱ライセンス地域の半分を超えない範囲で更新することができる。鉱物委員会(Minerals Board)は、もし更新が国家にとって重要と考えられる場合はより大きな地域の更新を認定できる。

鉱業法は、探査ライセンス(PL)申請書は鉱山エネルギー局に提出され、鉱物委員会(Minerals Board)で審査され、申請が受け入れられた場合は、天然資源大臣の仮許可証(LOI)が申請者に発行される。LOIを受け取った申請者は、土地所有者と地表の立ち入り権の交渉をする。土地所有者と合意に達したら、大臣は申請者に探鉱ライセンスを発行する。

探鉱ライセンスは、譲渡は不可能であり、通常数多くの条件が付けられる。これらの条件は、定期的な貸借料の支払いと6ヶ月ごとの作業詳細に関する報告書提出を含む。条件に従わない場合は、探鉱ライセンスが没収されることがある。

採掘リース(ML)は、付与期間が25年間で10年間の更新が可能である。範囲は600km<sup>2</sup>以内。採掘リース(ML)申請においては、FS調査と鉱山寿命の概略的戦略(LOMOS)という鉱山開発に伴い生じる環境、社会、雇用、安全、インフラ等に関する詳細な報告書の提出が必要である。

## (2) 環境規制

政府は、鉱業部門における持続可能な開発を促進するとしてはいるが、鉱業活動を統制するような特別な環境法規は制定しておらず、環境基準は、国際的なベストプラクティスが基盤となる。

環境影響評価のためには、鉱業法に基づき申請書をMinerals Boardに申請する。そこには、森林環境保護局(Department of Environment and Conservation)らの代表も参加していて、Environmental Health Act 1998に従うことが求められ、局長の承認が必要となる。

森林破壊があるかどうか、探鉱ライセンスの申請書に要求されている復興がなされるかがアセスメントに必要なところである。

## (3) 土地アクセス

伝統的所有地に対するアクセスは、慣習的と地記録法(Customary Land Records Act)により規定される。

ソロモン諸島の土地は、慣習上の土地である。地方部族の人々によって所有されており、譲渡とか外国人の介入の対象にならない。よくわかっていない多くの部族と文化がソロモン諸島には存在する。

鉱業法の規定によって、探鉱活動が行われる土地においては、慣習上の土地所有者との契約が必要である。鉱山エネルギー局が探鉱ライセンスの申請者に探査対象の土地の慣習上の所有者を特定について問い合わせる。土地所有者が特定されたら、鉱業法に従い、慣習上の土地所有者と地表アクセス権や、土地使用で生じる損害への補償金の額等に関する契約を行う。

オーストラリアのネイティブタイトルと同様に、慣習上の土地の境界と所有権について指導することには限界がある。登記によって所有権や境界線が保証されているものは、全体の12%である。

慣習上の土地所有者と、所有権、境界または土地に付属している権利を巡って論争となった場合は、訴訟は地方の長会議(Council of Chiefs)で行われる。

長会議(Council of Chiefs)がその地域の慣習法に従って論争を決着するが、この決定に不満のあるときは地方裁判所(Local Court)に不服申請をする権利があり、そこから慣習地控訴裁判所(Customary Land Appeal Court)に上がる。この裁判所の決定が最終決定である。

## (4) 外国投資関連法

政府は外資投資を積極的に奨励しており、2005年には新外資投資法(Foreign Investment Act 2005)を施行し、投資案件の申請プロセスの合理化、申請審査の透明性やアカウントビリティの向上、外資除外産業の削減を実現させている。

ソロモン諸島で探鉱に従事する会社は、同国の法人組織にするか会社法(Companies Act)に

従って海外法人として登録しなければならない。を得ることが必要である。  
探鉱会社は操業を始める前にソロモン諸島の会社登録担当官 (Registrar of Companies) の承認

表 2. ソロモン諸島の主な鉱業関連法規

カテゴリー	法規	所管官庁
探鉱・採掘	Mines and Minerals Act 1990 Mines and Minerals Regulation	Department of Mines and Energy (Ministry of Natural Resources)
環境	Environmental Health Act 1998	Department of Environment and Conservation Ministry of Natural Resources
土地アクセス	Customary Land Records Act Forest Resources and Timber Utilisation Act Interpretation and General Provisions Act Land Titles Act	
外国投資	Foreign Investment Act 2005	Investment Board (Ministry of Foreign Affairs, Commerce and Tourism)
労働		Commissioner of Labour (Ministry of Foreign Affairs, Commerce and Tourism)
入国管理		Department of Immigration (Ministry of Foreign Affairs, Commerce and Tourism)

出典：“Compliance Guide, Mineral Exploration Solomon Islands”, 04/06,  
Blake Dawson Waldron Lawyers (prepared for JOGMEC)

### 3. 主要鉱物資源の生産・輸入・消費・輸出動向

#### (1) 鉱石生産

現在、操業中の鉱山はない。

表 3-1. ソロモン諸島の主要鉱石生産 (参考)

鉱種		1998年	1999年	2000年	備考
金粗鉱量	(000t)	611	2,529	611	2001年以降生産なし
金品位	(g/t)	2	1.54	2.35	
金含有量	(oz)	45,487	111,115	49,988	
銀含有量	(oz)	47,143	68,021	11,950	

#### (2) 地金生産

現在、操業中の製錬所はない。

#### (3) 消費

詳細不明。

#### (4) 輸出入

輸出入額、品目、相手国については表 3-2 のとおり。非鉄金属鉱物・地金等については詳細不明。

表 3-2. ソロモン諸島国の主要産物の輸出(2007年)

項目	内容
輸出額 (千 SI\$)	1,285,651
輸入額 (千 SI\$)	1,836,334
輸出品目	コブラ、魚類、材木、パーム油、ココア、好物、その他
輸入品目	石油、食料品、飲料、たばこ、自動車、輸送機械、建設用資材、化学品、その他
輸出相手国	日本、オーストラリア、アジア諸国、英国、オランダ、米国
輸入相手国	オーストラリア、日本、ニュージーランド、シンガポール、アジア諸国、英国

出典: Solomon Island Central Bank December 2007 Quarterly Report

(<http://www.cbsi.com.sb/fileadmin/PDF/reports/Qtly2007/DecQrt2007.pdf>) Accessed 5 May 2008

#### (5) 我が国との貿易

我が国へのソロモン諸島からの輸出は、中国、韓国に次いで第3位。魚類と木材で非鉄鉱物資源は含まれていない。輸入もオーストラリア、

シンガポールに次いで第3位。輸入品目は、自動車と機械類。

表 3-3. ソロモン諸島国の主要産物の対日貿易(2007年)

項目	内容
輸出額 (百万円)	2,414
輸入額 (百万円)	1,662
輸出品目 (%)	魚類 (63)、木材 (33)
輸入品目 (%)	自動車 (37)、機械類 (42)
直接投資	22件 76億円 (04年度までの累計)

出典: 外務省「各国・地域情報」Web サイト

Trade Statistics Ministry of Finance

#### 4. 鉱山会社活動状況

##### 1) Australian Solomon's Gold 社

2004年、豪州 QLD 州で設立された探鉱、開発会社で、2000年以降操業を停止していた Gold Ridge 金鉱山の権益を取得した。鉱山再開に向けて探鉱、FS 調査を推進している。

##### 2) Solomon Gold 社

ソロモン諸島の Gadalcanal 島におけるポーフィリー銅型銅金鉱床探鉱のために設立された探鉱企業で、本社ロンドン。2006年2月にロンドン AIM 市場において資本金5百万ポンドで上場された Gadalcanal 島に 30km<sup>2</sup> の鉱区を保有し、Ok Tedi、Grasberg、Bougainville 等と同様な大規模鉱床の探鉱を実施中。

表 4. ソロモン諸島で活動する主要企業の概要(2007年)

(単位: A\$)

会社名	売上げ	税引き後純利益	総資産	株式時価総額	探鉱費
Australian Solomons Gold	N/A	-1,796,917	80,299,861	N/A	72,172,926
Solomon Gold plc	N/A	-1,201,646	10,905,949	N/A	N/A

出典: 各社年次報告、Web サイト

## 5. 鉱山・製錬所状況

### (1) 主要鉱山

操業中の鉱山はないが、操業実績のある鉱山は Gold Ridge 金鉱山である。

#### 1) Gold Ridge 金鉱山

位置：ホニアラ 27km SE

権益：Australian Soloman's Gold 社

鉱種：金

開発段階：再開発のためのフィジビリティスタディ

動向：Gold Ridge 金鉱山は、Ross Mining 社によって1997年7月より開発が始まり、1998年8月に操業が開始された。2000年5月、Delta Gold 社が鉱山の権益を買収したが、直後の6月に発生した部族間紛争により操業を

停止した。2005年5月、Australian Soloman's Gold 社(Michelago Ltd 社、権益 41%)が、国際入札により同鉱山の権益を取得し、操業再開へ向けてのF/Sが2007年4月に完成している。生産再開は2010年で、再開後の生産は150,000oz/年を予定している。

1998年から2000年に開発された金量は約210,000ozである。また現在の鉱物埋蔵量は、19.56百万t(金1.8g/t、金量1.147百万oz)、鉱物資源量(Measured、Indicated)は、27.99百万t(金1.7g/t)である。

表5. ソロモン諸島の主要鉱山の埋蔵量・資源量

Property	州	権益 (%)	区分	鉱量	品位	金量
Gold Ridge	Honiara, 27 km SE	Australian Solomons Gold	Rereserves	1.96Mt	Au 1.82g/t	1.15Moz
			Total Resources	27.99Mt	Au 1.72 g/t	1.55Moz

出典：Australian Soloman's Gold Annual Report (Year ended 30 June 2007)

NOTE: Feasibility Study was completed in April 2007 and released in full in June 2007.

### (2) 非鉄メジャー・ジュニアの探鉱動向

#### 1) Gold Ridge プロジェクト

位置：ホニアラ 27km SE

権益：Australian Soloman's Gold 社

鉱種：金

開発段階：フィジビリティスタディ

動向：ASG 社は、Gold Ridge 鉱山にある未開発の Charivunga Gorge で、2006年1月に400mのボーリングを2本実施し鉱徴を把握した。ASG 社は、Gold Ridge 鉱山の現在の鉱山寿命を10年延長するために、更なる探査を実施中である。

#### 2) Sutakiki プロジェクト

位置：Guadalcanal 島

権益：Solomon Gold plc. (operator) 100%

鉱種：金、銅

開発段階：探鉱

動向：Valehailala Creek で2007年に実施した試すい調査で鉱化帯(着鉱長32m、金9.45g/t)を捕捉し、現在も

試すい調査を継続中。Vanuvalekama で実施した地質調査では、長さ1.5kmにわたり金の鉱化帯を発見し、トレンチ調査で銅、金、銀を含む幅20mにわたる鉱化帯を捕捉、今後試すい調査で探鉱を行う予定。

#### 3) チョイスル島東部地域

位置：Choiseul 島

権益：SMM Solomon Ltd. (住友金属鉱山の現地子会社)100%

鉱種：ニッケル

開発段階：探鉱

動向：首都(ホニアラ)から北西約400kmにある Choiseu 島に位置する。2005年12月、探鉱権取得。2006年にJOGMECの海外共同地質構造調査として探査開始。2007年より海外探鉱融資事業。調査はSiruka Bayにキャンプを設営してニッケル探鉱のため、土壌サンプリング調査、ピット調査、ボーリング調査(50m程度)を実施している。

鉍床は塩基性岩起源のラテライト鉍床である。

4) サンタ・イザベル島東部地域

位置：Santa Isabel 島

権益：SMM Solomon Ltd. (住友金属鉍山の現地子会社)100%

鉍種：ニッケル

開発段階：探鉍

動向：2007年7月探鉍権取得。2007年11

月、JOGMECの海外探鉍融資事業として地質調査を開始。鉍床は塩基性岩起源のラテライト鉍床である。

(3) 主要製錬所

操業中の製錬所はない。

6. 我が国との関係

我が国からの投資及び経済援助は下表のとおり。

表 6. 我が国からのソロモン諸島への投資及び援助実績 (百万 US\$)

投資・援助	2004年	2005年	2006年	2007年
有償資金協力	N/A	N/A	N/A	N/A
無償資金協力	0.81	10.95	N/A	N/A
技術協力	2.05	3.21	N/A	N/A
直接投資	2.86	14.16	N/A	N/A

出典：MOFA: Japan's ODA Data by Country - Oceania

([http://www.mofa.go.jp/policy/oda/data/07ap\\_oc01.html#SOLOMON%20ISLANDS](http://www.mofa.go.jp/policy/oda/data/07ap_oc01.html#SOLOMON%20ISLANDS))

7. その他トピックス

特になし。

(2008. 5. 30/シドニー事務所 永井正博)